

提 言 書

平成23年11月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1. 野生鳥獣対策の拡充について	1
2. 産業動物獣医師、公務員獣医師の確保対策の充実について	3
3. 森林のめぐみを活かした林業・木材産業の振興について	4
4. 円高の是正とデフレ経済からの脱却について	5
5. 水資源の保全に向けた関係法令の整備や財政支援制度の拡充について	6
6. 整備新幹線（北海道新幹線）の建設促進について	7
7. 医師確保対策について	8
8. 高校授業料無償化の継続及び拡充について	10
9. 産廃特措法の期限延長等について	11
10. 地方消費者行政に係る国の支援制度の拡充について	12

野生鳥獣対策の拡充について

ニホンジカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣による農林業被害が増加し、さらには高山植物の食害や天然林の植生変化などが顕著となり、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

こうした中、都道府県では、狩猟期間の延長や捕獲数制限の撤廃など、現行制度における規制緩和を行い、捕獲数の上積みを進める取組みを実施してきておりますが、これらの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況が続いております。

このことから、被害対策に加え、個体数管理を主眼に置いた対策が必要であり、著しく増加している野生鳥獣への対策を拡充して実施するため、都道府県においては緊急的な財政措置を講じるなどして対応しておりますが、国においても早急に支援等がなされるよう、次のとおり提言します。

1. 捕獲の充実に向けた規制緩和

法令上、都道府県職員が個体数調整の実施を目的として銃器を所持できるよう、また、より効率的な捕獲が実施できるよう、安全を確保できる一定条件下において消音器付銃を使用した夜間捕獲が可能となる仕組みを構築すること。

2. 都道府県が行う個体数調整等に係る財政支援

都道府県が個体数調整を行う場合、捕獲及び捕獲後の残滓処理に要する経費に対する緊急的・集中的な財政支援を行うこと。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により警戒区域等に指定された地域では、イノシシやサルなど野生鳥獣の狩猟・捕獲が出来ないため、個体数増加とそれに伴う農業被害や生態系への悪影響が危惧されていることから、同地域における有害鳥獣対策についても、同様に緊急的・集中的な財政支援を行うこと。

3. 鳥獣被害防止総合対策事業の拡充強化等

地域が行う野生鳥獣被害防止対策を支援するため、地域の要望に対応する予算額の確保や対象経費・補助対象者（都道府県）の拡大、定額補助（補助率 10/10）の維持や単価の引き上げなど本事業を拡充強化するとともに被害防止対策技術の研究開発を促進すること。

産業動物獣医師、公務員獣医師の 確保対策の充実について

高病原性鳥インフルエンザやBSE、口蹄疫などの家畜伝染病の発生に伴う防疫対策に加え、安全で良質な畜産物の安定供給に係る、疾病予防、公衆衛生の推進など獣医師の役割が一層重要となっています。

しかしながら、地域では、産業動物獣医師の高齢化が進んでおり、将来にわたって、安定的に獣医師を確保することに不安を抱えています。

さらに、公務員獣医師は、近年継続して、採用数が募集数を下回っており、獣医師の確保が困難となっています。

このような状況を踏まえ、各県では、適正な獣医療を提供していくため、本年、「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定し、獣医師の確保に取り組むこととしておりますが、国においても、産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策について、一層の充実を図るよう、次のとおり提言します。

1. 修学資金制度の充実

- (1) 国の「産業動物獣医師修学資金制度」において、公務員については、産業動物関係以外の部署に配属となった場合も含めて、全て返還免除の対象とするよう、制度を改正すること。
- (2) 修学資金制度のより一層の周知徹底と、関係予算の充実を図ること。

2. 獣医学生等に対する「産業動物診療や行政実務に触れる機会」の拡大

- (1) 獣医学教育において、産業動物診療と行政実務に関わる課程を必修科目とすること。
- (2) 産業動物診療団体や行政機関における、獣医学生を対象としたインターンシップや、離職中の有資格者を対象とした就業体験等、獣医師確保対策を充実させるための、体制整備等に対し支援をすること。

森林のめぐみを活かした林業・木材産業の振興について

我が国では、戦後造成してきた人工林が利用期を迎えつつありますが、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然厳しく、採算性の悪化などにより、利用されずに放置されている森林が多くあります。このままでは、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念されます。

また、東日本大震災からの復興を図るためには、壊滅的な被害を受けた防潮堤や海岸防災林、合板工場等の復旧はもとより、北海道・東北地方の主要な産業である林業の再生と木材産業の改革を通じて、地域の雇用を創出するとともに、復興資材である木材の安定供給と再生可能エネルギーである木質バイオマスの利用促進を図ることが重要です。

このような状況に対処するためには、国が進める「森林・林業再生プラン」に基づき、施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入、木材需要の飛躍的拡大など、林業・木材産業の構造転換を進め、木質バイオマス利用などの先駆的なプロジェクトについて、北海道・東北地方のみならず、全国各地域において創意工夫を凝らしながら幅広く取り組むことが不可欠であり、次のとおり提言します。

1. 各地域の取組を進める上で強力な支援策となってきた、「森林整備加速化・林業再生事業」の延長・拡大など、森林・林業・木材産業関連予算の更なる充実を図ること。
2. 森林・林業・木材産業の東日本大震災からの早期回復と振興が促進されるよう、原子力災害に伴う森林の除染や木材・特用林産物など林産資源の生産・流通の回復を含め、関連予算の更なる充実と早期対応を図ること。
3. 平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた「地球温暖化対策のための税」の早期導入とその使途に森林吸収源対策及び木材利用拡大策を位置づけること。

円高の是正とデフレ経済からの脱却について

我が国経済は、東日本大震災を起因としたサプライチェーンの寸断からの回復等を通じて、持ち直していくことが期待されていますが、震災直後から急伸した円相場は、一時最高値を更新するなど、現在も高止まりの状態にあり、国内企業の先行きへの不安を広げています。

今回の震災では大手や中小の製造業の生産拠点が多数被災しており、このまま我が国経済の実力以上の円高を放置すると、生産拠点の海外移転を加速させ、国内産業の空洞化と国内雇用の喪失を進め、地域経済にも計り知れない打撃を与えることが懸念されます。

また、我が国は、依然としてデフレ経済下にあり、家計と企業経営における慎重な投資マインドから、経済成長に重要な設備投資や住宅投資などは依然として低調に推移しています。一部、資源・エネルギー等の価格は上昇していますが、こうしたコストプッシュ型の物価上昇でなく、企業の売上や労働者の給与の向上、資産価値の上昇など、購買力が向上する形でデフレ脱却することが重要です。

政府・日銀においては、未曾有の大災害で我が国が直面する、このかつてない難局から早期の復興を果たす観点からも、一刻も早い円高是正とデフレ脱却に向けて、更なる為替介入の実施や金融緩和政策の強化、並びに円高の影響による産業空洞化対策及び雇用対策の検討・実施のほか、インフレターゲットの導入や復興債の日銀引受等による思い切った政府支出を行うことなどを速やかに検討する等、断固たるマクロ金融・経済政策を講じるよう、強く求めます。

水資源の保全に向けた関係法令の整備や 財政支援制度の拡充について

水資源とそれを涵養する森林は、国民のかけがえのない貴重な財産であり、未来に向けてしっかりと保全し、引き継いでいかなければならないものです。

近年、北海道を中心として、海外資本による大規模な森林の取得が進んでおり、一部に利用目的が明らかでないものが含まれているところではありますが、これらの森林や水源地周辺には多くの民有地があり、国民にとって重要な土地が行政の関与がないまま売買される懸念があります。

このような状況を踏まえ、水資源の保全や国民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、水資源を保全するための関係法令の整備や、財政支援制度の拡充について、次のとおり提言します。

1. 水資源の保全に係る基本的考え方や地下水の法的位置付け、さらには各地方公共団体が水資源の確保の取組を強化できるような根拠などを定める基本法の制定や一般的な地下水の利用の規制など、水資源の保全に向けた関係法令の整備を行うこと。
2. 水源周辺の適正な土地利用が図られるよう、国土利用計画法に規定する監視区域等の指定について、水資源の保全等の観点から、地域の実情に応じて知事が定めることができるようにするなど、関係法令の整備を行うこと。
3. 水資源の保全を図るために行う水源周辺の土地取得について、過疎対策事業債の対象事業の拡大など、水源周辺の土地取得に係る財政支援措置を拡充すること。

整備新幹線（北海道新幹線）の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、この度の東日本大震災からの一日も早い復旧・復興、災害に強い国土づくりが最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要です。

このような中、北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や東北地方と北海道が一体となった北日本の復興に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、未着工区間を含む全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

1. 新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成を図ること。
2. 北海道新幹線青函共用走行問題の早期解決及び新青森・新函館間の早期開業を図ること。
3. 幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充を図ること。

医師確保対策について

北海道・東北地域の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

こうした中、国はこれまで段階的に医学部入学定員増を行うとともに、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」においては、「医師養成数の増加」という方針を明示し、平成22年12月には、「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」を設置し、有識者による議論を進めているところです。

については、これらを踏まえて、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、原子力災害等の影響が顕在化している実態も踏まえながら、医師不足道県に更に配慮した根本的な対策を講じることを提言します。

1. 医師不足道県に配慮した医師養成に関する規制緩和等

医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」などにより平成23年度までに増員された医師養成数を恒久的なものとした上で、医師不足道県に対して既設大学医学部の収容定員の上限の引上げや、医科大学の新設等に関する規制緩和を行うなどの具体的な対策を講じること。

また、医師養成数増に伴う施設整備、指導教員増に対する財政支援の拡充を図ること。

なお、具体的な対策を講じるに当たっては、診療科別・地域別での必要医師数を踏まえた医師需要計画を策定するなど、医師増員に向けた工程表を示すこと。

2. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充等

「新医師確保総合対策」などにおける医師養成数の増の条件として、都道府県による奨学金の設定が求められたことなどにより、地方において多額の

財政負担が長期にわたって生じることから、国の責務として地方に財政負担を強いることがないよう、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

また、今後、医師養成数の増の条件として奨学金の設定など新たな負担を求めないこと。

3. 地域における医師確保

病院、診療所の管理者要件や臨床研修後の義務として、へき地等の医師不足地域への診療経験を付加するなど、医師の地域的な偏在の解消に向けた実効性のある対策を推進すること。

4. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

5. 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。

6. 女性医師の離職防止や就業環境整備促進等への支援

女性医師の離職防止を図るため、仕事と育児などを両立できるような就業環境の整備や復職支援に向けた施策を更に充実すること。

7. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大2年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を実施すること。

高校授業料無償化の継続及び拡充について

去る8月9日に民主党、自由民主党及び公明党の三党により交わされた「民主党主要政策の見直しに関する確認書」において、「高校無償化の平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する」とされたところです。

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度及び高等学校等就学支援金の支給制度（以下「高校授業料無償化」という。）を見直すに当たっては、現行制度を継続・拡充するよう、次のとおり提言します。

1. 高校授業料無償化の継続・拡充

高校授業料無償化は、恒久法を制定の上で導入されたものであり、現行制度の改廃は、保護者をはじめ関係者に混乱を生じさせることになる。教育はこれからの日本の将来を担う人材づくりの基礎であり、特に、東日本大震災の被災県では、被災者支援や災害復旧活動に最優先で取り組んでいる中、経済的負担が増加することとなれば、教育の機会均等が後退し、また、復興を妨げるおそれがあることから、現行制度を継続すること。

また、北海道・東北における経済・雇用情勢は依然として厳しい状況にあることから、私立高校においては少なくとも低所得世帯の保護者負担が生じないようにするなど、制度を拡充すること。

産廃特措法の期限延長等について

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）は平成15年6月18日に公布、施行され、平成25年3月31日で失効する10年間の時限立法となっています。

廃棄物処理法の平成9年改正法施行前（平成10年6月16日以前）に不適正処分された産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去を早期に解決するため、都道府県又は廃棄物処理法政令市は、実施計画を策定し、環境大臣の同意を得て、特定支障除去等事業を実施しているところです。

しかしながら、様々な事情により、支障除去対策を実施している多くの県において、実施計画に定める事業内容を、現在の産廃特措法の期限である平成24年度末までに完了することは困難な状況が見受けられます。

現在行っている特定支障除去等事業に対しては、国庫補助等、起債の特例措置及び交付税措置の財政支援が行われておりますが、産廃特措法が失効し、財政支援が行われなくなった場合には、逼迫した財政状況のなか、地方自治体にとって大きな負担の増加となります。

つきましては、産廃特措法の期限の延長等について、次のとおり提言いたします。

- 1 産業廃棄物の不適正処理事案の解決に計画的かつ着実に取り組むため、平成25年3月31日で失効する産廃特措法の期限を平成35年3月31日まで10年間延長すること。
- 2 現行と同様の財政支援措置を行うこと。

地方消費者行政に係る国の支援制度の拡充について

高度情報化の進展や社会経済のグローバル化、本格的な高齢社会の到来など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、安心して安全な消費生活を営むことができる環境を整備することは、喫緊の課題であります。

現在、各都道府県及び市町村は、国の支援策として設けられた「地方消費者行政活性化交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、消費生活相談体制の強化をはじめとした地方消費者行政の充実・強化に取り組んでいますが、これらの交付金はいずれも期間限定の支援となっております。

北海道・東北地方は、東日本大震災からの復興や震災前からの厳しい財政状況にあり、消費生活相談体制を維持・強化していくためには、国の支援が不可欠と考えております。

今後とも、道県及び管内市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくため、国が定めている「集中育成・強化期間」後における国の支援の在り方について、次のとおり提言いたします。

1. 国は、地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」後も、計画的・継続的に消費生活相談体制の機能強化を図ることができるよう、財政措置を含めた支援制度の拡充を図ること。